

香美町後援等名義の使用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香美町（以下「町」という。）が行う後援、共催、その他これらに類するもの（以下「後援等」という。）の名義の使用の承認に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同することをいう。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同でその催しを開催することをいう。
- (3) 協賛又は協力 事業の趣旨に賛同し、物品の貸出し又は場所の提供等の支援を行うことをいう。

(承認の基準)

第3条 町が後援等の名義の使用を承認する事業は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 町の施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
- (2) 行政機関、公益団体、公共的団体その他これらに類する団体が主催するもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に関わりがないと認められるもの
- (4) 一般住民を対象とするもの
- (5) 当該団体の宣伝又は営利を目的としないもの
- (6) 暴力団行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの
- (7) 事業の実施に当たり、災害及び事故防止上並びに公衆衛生上の必要な措置が講じられているもの

(申請手続)

第4条 後援等の名義の使用を申請しようとする事業の主催者は、事業実施2週

間前までに香美町後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 主催者の活動内容が分かる書類
- (2) 事業の開催目的及び内容が分かる書類
- (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書等

（承認及び不承認の通知）

第5条 前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、香美町後援等名義使用承認通知書（様式第2号）又は香美町後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）により主催者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

（事業内容変更等の申請）

第6条 前条の後援等名義使用承認通知を受けた主催者は、その内容を変更しようとするときは、速やかに香美町後援等名義使用に係る内容変更等申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（承認の取消）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、香美町後援等名義使用承認取消通知書（様式第5号）により後援等の名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 事業を中止したとき。
- (3) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 第4条又は前条の申請に虚偽の内容があったとき。
- (5) 町の名譽を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき。

2 前項の規定により後援等の名義の使用の承認を取り消した場合において、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しない。

3 主催者は、後援等の名義の使用の承認を取り消されたときは、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から町の名稱を削除する等の適切な対処をしなければならない。

（実績報告）

第8条 主催者は、承認事業が終了したときは、速やかに香美町後援等事業実績報告書（様式第6号）に実施内容が分かる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。